

- 1 製剤総則 [3] 製剤各条 3.1 注射剤の項(14)の目を次のように改
- 2 める.
- 3 [3] 製剤各条
- 4 3.1. 注射剤
- 5 (14) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの
- 6 ほか、注射剤の不溶性微粒子試験法〈6.07〉に適合する.